

## 専任教員の公募について

この度津田塾大学学芸学部英語英文学科では、下記の要領でアメリカ文化担当の専任教員の募集をいたします。

### 記

1. 募集する職名： 准教授または専任講師（任期なしの常勤）
2. 募集人員： 1名
3. 担当科目： 「アメリカ文化概論」などのアメリカ文化関連の講義科目、アメリカ文学・文化コースのセミナー（英語論文の指導を含む）、「Academic Reading II」、「Academic Writing II」、「Composition I」などの英語科目、「アメリカ文化研究」などの大学院科目
4. 着任時期： 2027年4月1日（予定）
5. 応募資格：
  - 1) アメリカ研究を専門とし、現代アメリカの文化や社会を主な研究対象とする方。歴史的な文脈を踏まえつつ、ポップカルチャーや映像文化を含む多様な文化史的題材について論じられること。
  - 2) 博士の学位、またはそれと同程度の研究業績を有すること。
  - 3) 専門領域における公刊された英語の論文または著書があること。
  - 4) 高度な英語運用能力を有すること（英語で講義を行えることが望ましい）。
  - 5) 業務に支障のない高度な日本語運用能力を有すること。
  - 6) 本学の建学の精神を理解し、学部の英語教育全般及び大学院での研究者養成にも積極的に取り組んでいただけること。
  - 7) 学科・大学院研究科の通常業務以外に、全学の委員会や入試等の業務にも積極的に取り組んでいただけること。
6. 応募書類・応募方法（形式自由、ただしA4判が望ましい）

本人について照会できる方2名の氏名と連絡先を含め、Google フォーム (<https://forms.gle/LjTRBaSwZ2HRwbtr9>) に入力の上、以下の書類のPDF形式ファイルを添付してフォームを提出してください。

  - 1) 履歴書（教歴・担当科目も記入してください）。
  - 2) 研究業績表（査読有/無の区別を明確にした上、すべての研究業績を記載してください）。
  - 3) 主要業績（英語の論文または著書を含む）3点。それぞれについて、日本語で800字程度（英語論文・著書の場合）、英語で500語程度（日本語論文・著書の場合）の要約を付すこと。  
\*著書など、Google フォームで提出できないものについては、実物またはコピーを別途郵送してください。
  - 4) 今後の研究計画（日本語で1,000字程度）。
  - 5) 本学で英語教育及び専門教育に携わるにあたっての抱負（英語で500語程度）。
  - 6) 最終学歴の証明書（卒業証明書のコピー、学位記のコピー、最終成績証明書等）。
7. 勤務地： 津田塾大学小平キャンパス（東京都小平市）
8. 待遇：
  - 1) 勤務時間：専門業務型裁量労働とし、みなし労働1日7時間。大学院科目 Topics in Language Teaching を担当する場合などは、平日の夜間授業時間帯に出勤することもあります。
  - 2) 給与：国家公務員給与に準ずる。
  - 3) 休日：日曜日、土曜日、祝日（学年暦に定める平常授業実施日を除く）、大

学が指定する日。但し、授業や行事のため休日に出勤することもあります。

- 4) 雇用期間：定年 68 歳。
- 5) 保険：日本私立学校振興・共済事業団に加入。雇用保険、労災保険。
9. 応募締切： 2026 年 6 月 9 日(火) 16 時 (郵送物については同日必着)
10. 選考方法： 書類審査の後、面接等（模擬授業を含む）を実施します。面接予定者には、事前に「推薦状」2 通の提出を求めます。選考結果は、選考が終了次第、応募者本人宛に通知します。
11. 書類送付先：  
Google フォームによる提出。別途郵送物は下記までお送りください。  
〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1  
津田塾大学学芸学部事務室（英語英文学科）  
アメリカ文化人事小委員会  
\*封筒の表に「アメリカ文化教員応募書類在中」と朱書きし、必ず簡易書留またはレターパックプラスで郵送して下さい。なお、提出書類は原則として返却いたしません。
12. 問い合わせ先：  
津田塾大学学芸学部英語英文学科 アメリカ文化人事小委員会  
Email (abunkajinji2026@tsuda.ac.jp) お願いします。メールでの問い合わせの際は件名に「アメリカ文化教員公募について」と明記してください。
13. その他
  - 1) 応募にあたって提出された個人情報は本学の個人情報保護に関する規程に従い適切に管理し、人事選考以外の目的には使用しません。
  - 2) 本学は、国際化、男女共同参画などダイバーシティの実現を推進しています。教員採用・昇進の人事審査において、国籍、性別、信条、障がいを理由とするいかなる差別も行わないことを申し合わせています。

以上